

平成22年度 定期総会

2010年5月26日(水) 12時30分 弁護士会館クレオ

会務執行方針(要旨)

1 東弁の運営について

～会員の声に応えて、

会員が信頼する弁護士会を～

(1) 基本的な姿勢

今年度の執行部は、当選直後に、任期の1年間でやっていこうということを討議した。目指すところを端的に述べれば、「こういうことを期待している」「こういうことを要望している」という会員の声に応えて、会員の信頼を弁護士会として築いていこう、そして弁護士会としての求心力を高めていこうということである。したがって、今年度の執行部は「弁護士会は、今、会員のためになにができるのか」ということを常に念頭において会務執行にあたりたい。

(2) 具体例

やりたいことは多岐にわたるが、一例をあげる。

① 郵送手続による弁護士照会制度

特に多摩支部の会員から強い要望が出されており、近々、実施の予定である。

② 育児・出産による登録番号の抹消後も登録番号を継続する

女性会員等から強い要望が出されており、実施の準備に入っている。

③ 広報の3年計画の前倒し実施

会員に対する委員会の招集通知等をメールで行うことは、できれば本年度内に実行したい。さらに、『LIBRA』等々の雑誌も、できればウェブサイトという形で会員一人一人に対する発送ということを省

略していきたい。こういう通信費だけで年間数千万もかかっており、経費の合理的な削減という意味もある。

2 日弁連との関係について

～市民の目線で第二次司法改革を～

(1) 2010年度会務執行方針

昨年度は、日弁連の60年の歴史ではじめて会長選挙で再投票があった。「日弁連が分裂してしまうのではないか」「司法改革が後退してしまうのではないか」という声もあったようであるが、東京三会の会長はじめ全国各地の13名の副会長と、宇都宮会長、海渡事務総長とは、お互い信頼しあって、率直な意見交換をし、2010年度会務執行方針 (<http://www.nichibenren.or.jp/ja/updates/policy.html>) をまとめた。

(2) 司法改革路線の発展的継承

これまでの司法改革を第1次司法改革として、その司法改革の結果も含めて検証・発展させて、「市民の目線で第2次司法改革へ」というタイトルの下に、従前の司法改革路線を発展的に継承するという立場を明確にした。宇都宮会長が公約した「司法試験の合格者1,500名」をめぐる、会内、会外とも議論になることが予想されるが、本会が中心となって、大局観に立ち、世論から圧倒的な支持を受けながら、この難題を乗り越えていきたい。



審議

第1号議案 平成22・23年度綱紀委員会の弁護士委員20人の選任に関する件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

綱紀委員会の弁護士会員委員100人中20人が本年11月30日をもって任期満了となる。そこで、慣例により、次期委員の選任を常議員会に一任する（会則第32条第1項第4号）。

第2号議案 東京弁護士会会則第5条の一部改正の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

現行の会則第5条第3項ただし書きによれば、自らの細則制定権を有するのは「第58条に規定する独立機関としての委員会」である選挙管理委員会のみである。他方、会則第126条第2項は、「資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会及び第58条に定める独立機関としての委員会」の細則変更権又は廃止権を規定している。そこで、細則の制定権と変更権及び廃止権の整合性をはかるため、第5条第3項に「資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会」を加える。

第3号議案 東京弁護士会会則第99条の一部改正の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

本会司法修習委員会では、次年度以降、新司法修習生の増加に伴うカリキュラムの再編成・選択型修習への対応及び給費制廃止に伴う諸問題への対応が必

要となる。そこで、委員会の体制を強化するために、副委員長を「12人以内」から「15人以内」へ増員する。

第4号議案 「職務上の氏名の使用」に関する会内法規の整備の件

第1議案 「東京弁護士会会則（第4条の3、第8条、第10条、第37条）」の一部改正の件

第2議案 「弁護士法人会員基本会規」の一部改正の件

第3議案 「資格審査会会規」の一部改正の件

第4議案 「会議に関する会規」の一部改正の件

第5議案 「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」の一部改正の件

第6議案 「懲戒委員会会規」の一部改正の件

第7議案 「懲戒処分の公表等に関する会規」の一部改正の件

第8議案 「懲戒処分歴の開示に関する会規」の一部改正の件

第9議案 「綱紀委員会会規」の一部改正の件

第10議案 「会務活動等に関する会規」の一部改正の件

第11議案 「裁判所の処置請求に対する取扱会規」の一部改正の件

第12議案 「外国特別会員基本会規」の一部改正の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

2008（平成20）年12月5日に開催された日弁連臨時総会において、弁護士等の職務上の氏名制度の導

入に係る会則改正が成立し、同時に「職務上の氏名に関する規程」等が制定された。日弁連においては、同総会において、既に「職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程」等が制定され、職務上の氏名に関連する規程の整備が行われている。

弁護士の氏名は、当該弁護士を特定し、様々な職務上の権利義務発生の基本となるものであるから、戸籍上の氏名（外国籍の者については、外国人登録原票又は旅券上の氏名）以外の氏名の使用を認める職務上の氏名制度が導入されたことに伴い、本会も関連する会則、会規、規則等の改正が必要である。また、外国特別会員、特別会員及び準会員が所属している本会では、同会員に関連する会則、会規、規則等の改正もあわせて必要である。

そこで、会則第4条の3、第8条、第10条及び第37条を一部改正すること及び第4号議案第2議案から第12議案までのとおり各会規を一部改正する。

なお、本議案は、平成22年3月24日開催の臨時常議員会において、次の規則の一部改正について、第4号議案が本総会で承認されることを条件として、可決承認された。

- 「懲戒処分歴の開示に関する規則」
- 「公職就任の届出等に関する手続規則」
- 「東京弁護士会倫理研修規則」
- 「委員会議事規則」
- 「役員、常議員及び連合会代議員選挙に関する規則」
- 「会館使用規則」
- 「弁護士情報提供制度運営規則」
- 「東京弁護士会個人情報保護規則」
- 「東京弁護士会文書閲覧謄写規則」
- 「少年付添人等の推薦に関する規則」

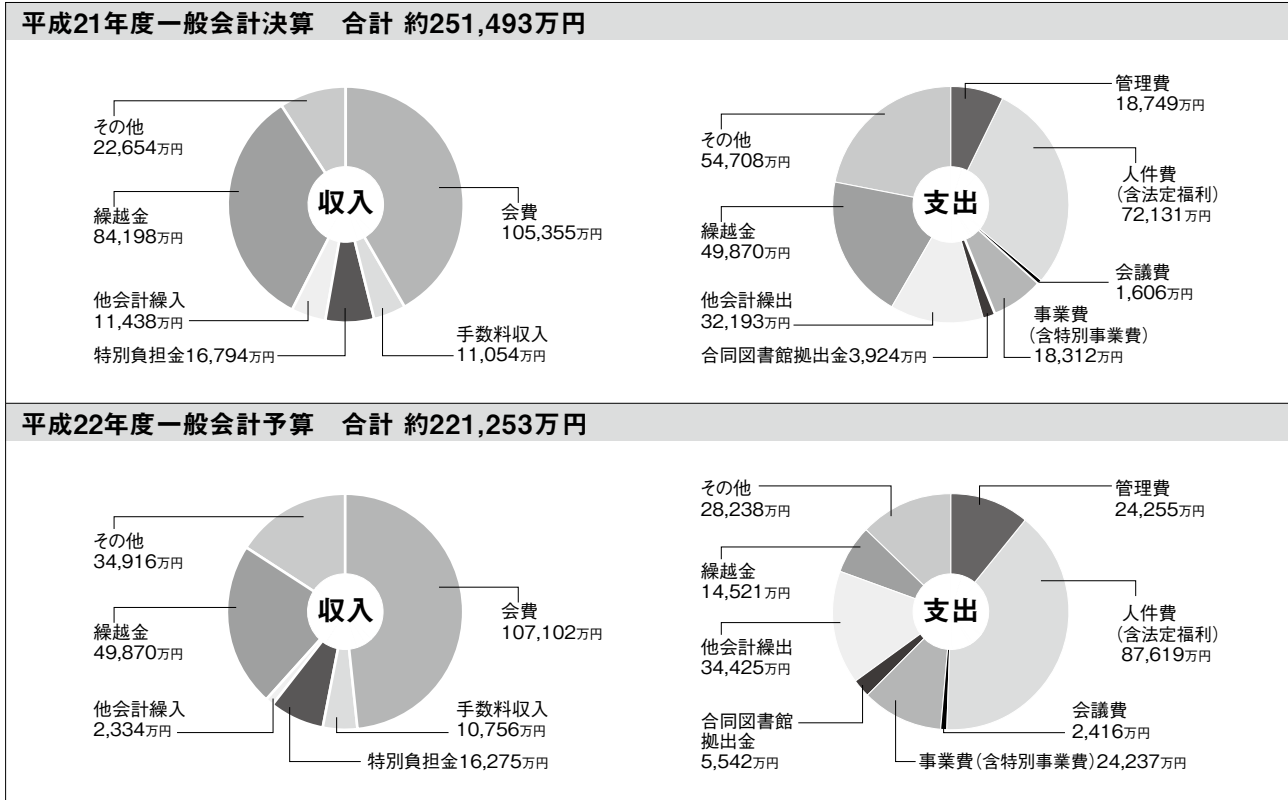
- 「国選被害者参加弁護士候補者推薦等に関する規則」
- 「刑事辩护人推薦に関する規則」
- 「刑事辩护人推薦停止の手続に関する規則」
- 「審査補助員候補者及び指定弁護士候補者推薦等に関する規則」
- 「東京弁護士会多摩支部審査補助員候補者及び指定弁護士候補者推薦等に関する規則」
- 「国選辩护人推薦停止の手続に関する規則」
- 「東京弁護士会国選付添運営規則」
- 「一般国選辩护人契約についての日本司法支援センター東京地方事務所との間の協定書に基づく事実の調査並びに調査結果及び意見を通知する手続に関する規則」
- 「照会手続申出規則」
- 「弁護士職印登録及び印鑑証明等手続規則」
- 「リーガル・アクセス・センター運営規則」
- 「東京弁護士会住宅紛争審査会に関するあっせん、調停及び仲裁手続規則」
- 「東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員解任手続規則」
- 「会員サポート窓口規則」
- 「東京弁護士会多摩支部規則」
- 「東京三弁護士会八王子弁護士会館使用規則」
- 「東京三弁護士会多摩弁護士会館使用規則」
- 「東京弁護士会多摩会議室使用規則」

第5号議案 平成21年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

「平成21年度一般会計・特別会計決算報告書」に基づき審議し、平成21年度一般会計・特別会計決算



を承認した。

監事から、当会の一般会計の収支は、表見的には1672万4084円の黒字であるが、実質的には赤字決算と見るべきであるとの指摘があった。すなわち、当期収入は16億7295万6407円、支出は20億1623万2323円であったが、平成20年度に特別会計からの繰越金収入3億6000万円を特定資産として引出支出しなかったから、辛うじて上記黒字になったにすぎない。

第6号議案 平成22年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件

第7号議案 予算外支出の流用の件

第8号議案 平成23年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

◎承認 (全会一致)

〈内容〉

「平成22(2010)年度予算説明書」に基づき審議し、「平成22年度一般会計・特別会計収支予算」(グラフ参照)を承認した。

第6号議案の可決に伴い、前年度の定期総会で承認

された平成22年度4月及び5月分の一般会計・特別会計収支暫定予算は失効し(会計規則第21条第2項)、本予算内の収支として処理される。また、職員退職金について、本年度内の定年退職者を含めた退職予定者5人分に若干余裕をもたせて予算を計上しているが、予想外の退職者が出て予算を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについてもあわせて承認した。

第7号議案は、会計規則第24条の「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる」との規定に基づき、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においては、その会計内での流用を認めることについて承認する。但し、個々具体的な流用については、理事会の承認を必要とするのが慣行である。

第8号議案については、事務の煩雑さをなくすとともに経費を節約するために、暫定予算については予算書を作成せず、「平成23年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は平成22年度本予算額の12分の3とする」ことを承認する。